

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費内訳

【歳入決算額】 地方消費税交付金 295,672千円 （一般分 124,041千円、社会保障財源分 171,631千円）

【歳出決算額】 社会保障施策に要する経費 1,843,072千円

（単位：千円）

科 目 名		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出金	町 債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の交付金）	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	145,644	26,226	0	1,572	4,003	113,843
	障害者福祉費	355,084	243,574	0	230	6,760	104,520
	老人福祉費	259,470	30,275	0	5,513	56,068	167,614
	社会福祉施設費	14,854	0	0	0	0	14,854
	国民年金費	5,471	4,052	0	0	0	1,419
	国民健康保険事業費	109,346	53,150	0	0	10,061	46,135
	地域福祉基金費	160	0	0	160	0	0
	介護保険事業費	224,379	16,201	0	8,876	47,876	151,426
児童福祉費	児童福祉総務費	213,131	65,254	0	9,754	10,248	127,875
	児童措置費	305,702	222,431	0	10,356	23,571	49,344
	子ども・子育て支援給付費	29,422	23,354	0	0	1,718	4,350
保健衛生費	保健衛生総務費	63,491	1,891	0	5,535	0	56,065
	予防費	104,825	47,808	0	1,783	10,454	44,780
	母子衛生費	8,519	240	0	0	872	7,407
	子育て世代包括支援センター母子保健型事業	3,574	2,248	0	4	0	1,322
合 計		1,843,072	736,704	0	43,783	171,631	890,954

※この内訳表は、引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。以下同じ。）について、地方税法第72条の116に「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。以下同じ。）に要する経費（以下、社会保障施策経費という。）に充てるものとする」と規定されていることから、当該地方消費税収を社会保障施策経費に充てていることを示すものです。